

県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆様へ

# 5月8日から新型コロナウイルス感染症の取扱いが変わります

この度、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、**5月8日から新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更が決定**されました。5類感染症への変更に伴う学校での対応については、主に以下のとおりとなりますが、分類変更後も感染者の増加が懸念されます。安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き、**基本的な感染防止対策を心がけましょう。**

## 児童生徒が感染した場合の出席停止期間の変更について

### 発症翌日から5日間、かつ、症状の軽快後1日を経過するまで

※法律に基づく外出自粛は求められませんが、**発症後10日間はマスク着用など周囲の方にうつさない配慮をお願いします。**

※今後、濃厚接触者の特定は行わないため、濃厚接触があったとみなされる場合でも出席停止の対象とはなりません。同居家族等の感染が判明した際は、健康観察を徹底するなど体調にご注意ください。

## 今後の基本的な感染防止対策

5月8日以降、感染防止対策は「**個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの**」に変わりますが、下記のことを踏まえ、自主的な感染対策の実施をお願いします。

### 体調管理

各自が体調管理を徹底し、普段と異なる症状がある場合は、**無理をせず、医療機関を受診し自宅療養を推奨。**

※毎日の体温チェック・提出は不要となります。



### 手洗い等の手指衛生



### 咳エチケット



### マスクの取扱い

**児童生徒、教職員ともマスクの着用は任意とします。**

※感染拡大時や通学・通勤時の混雑する場面、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、着用を推奨。

- ◎ 基礎疾患や感染不安などによりマスクを着用する方や、健康上の理由で着用できない方に対し、**マスク着脱を強いることはやめましょう。**
- ◎ **マスク着用の有無による差別・偏見は絶対にしてはいけません。**

### 換気の確保

**気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けるなど十分な換気を確保。**



### 清掃

清掃により、**清潔な空間を保つことが大切です。**  
※清掃活動とは別に日常的な消毒作業は不要です。

～新型コロナに関する今後の相談窓口～

## 新型コロナウイルス感染症相談・支援センター



発熱時等の症状がある時や症状悪化時に、かかりつけ医がない場合の相談			感染対策や療養に関することなど、その他の総合相談		
受付時間	連絡先		受付時間	連絡先	
9:00～17:15 ※土日・祝含む	電話	0120-567-492	平日 8:30～17:15	本庁	電話 0857-26-7799
	ファクシミリ	0857-50-1033		鳥取市保健所	電話 0857-30-8555
	東部	電話 0857-22-5625		倉吉保健所	電話 0858-23-3261
	中部・西部	電話 0857-26-8633		米子保健所	電話 0859-31-9329
上記以外	【聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方】 専用の相談フォームで ご相談ください。  相談フォーム QRコード		とっとりおとな・子ども救急ダイヤル 休日・夜間の症状悪化時の対処法や受診の必要性の判断などの専門的な相談に対応 【受付時間】 平日 19:00～翌 8:00 ※土日・祝 8:00～翌 8:00 【連絡先】 おとな #7119 子ども #8000		